

税からの お知らせ
福岡市の予算と 市税収入
個人の市民税 (個人住民税)
法人市民税
固定資産税
都市計画税
軽自動車税
その他の市税
市税の納付 など
国税・県税
暮らしと税金
税に関する お問い合わせ他

納税管理人

市内に住所、居所、事務所または事業所(以下「住所等」といいます。)を有していない市民税、固定資産税、事業所税の納税義務者または宿泊税の特別徴収義務者は、納税に関する事務処理をしてもらうため、納税管理人を定めることになっています。(納税管理人を定めなくても納付に支障がないことについて申請をし、認定を受けたときは定める必要はありません。)

この申告または申請は、区役所課税課(法人市民税、事業所税および宿泊税は法人税務課)へお願いします。